

2023年6月21日

鹿児島大学生生活協同組合

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

男女ともに全職員が、働きやすい環境をつくることによって、職員が、その能力を十分に発揮できるようにするため次のように行動計画を策定する。

1、計画期間

2022年4月1日から2025年3月31日までの3年間

2、計画内容

目標 1

男女とも正規職員の平均所定外労働時間を2021年度の28.9時間より5%削減し27.4時間以下とする。

<目標達成のための対策>

- ・ 2022年4月 所定外労働時間の現状を把握
- ・ 2022年5月 開始以降の状況を労働安全衛生委員会で点検する。実施状況が予定通りになっていない場合、部署の店長との話し合いを繰り返す。

目標 2

所定外労働時間削減の為、ノー残業デーを月に3日以上設定し、実施する。

<目標達成のための対策>

- ・ 2022年4月 所定外労働時間の現状を把握
- ・ 2022年5月～ 月に3日以上ノー残業デー設定、部署ごとに点検する。
- ・ 2022年5月 開始以降の実施状況を労働安全衛生委員会で点検する。実施状況が予定通りになっていない場合、部署の店長との話し合いを繰り返す。

目標 3

年次有給休暇の取得推進の為、年間の取得計画を作成し、実施する。

<目標達成のための対策>

- ・ 2022年4月 年間の有給休暇取得予定表を作成し労働安全衛生委員会へ提出する。
- ・ 毎年9月、12月に労働安全衛生委員会で取得状況を点検する。実施状況が予定通りになっていない場合、部署の店長との話し合いを繰り返す。

【女性の活躍に関する情報公表】

2023年4月1日現在

正規職員の一月当たりの平均残業時間…26.5時間